

別表5（第3条第1項第5号関係）

指導手数料

1 技術指導等

（1）技術指導等

技術指導等のため職員の出張に要する旅費額（地方独立行政法人北海道立総合研究機構旅費規程（平成22年4月1日規程第29号）の規定による旅費額）に相当する額。

（2）課題対応型支援

課題対応型支援のため職員の出張に要する旅費額（地方独立行政法人北海道立総合研究機構旅費規程（平成22年4月1日規程第29号）の規定による旅費額）に相当する額と支援に要する消耗品費及び役務費等の実費（本部長の認定する額とする。）の合計額。

2 技術開発派遣指導

派遣指導（当該派遣指導に係る指導の日数が20日を超えるものに限る。）

指導の日数1日につき1万6,000円